

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り、本人の意思を尊重した生活ができるよう支援するための制度です。

認知症の方

例えば・・・

・預貯金の管理や解約ができない！

知的障がいの方

・福祉施設の入所などの契約ができない！

・頼れる親族がいない！

精神障がいの方

・消費者トラブルが怖い！など



こんな時はぜひご相談ください

★ 相談無料・秘密厳守 ★

新見市成年後見相談センター

電話：(0867) 72-7306

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

新見市社会福祉協議会（新見市金谷640-1）新見市地域福祉センター内



後見人ってどんな人がなれるの？

家庭裁判所が、成年後見制度を利用する人の権利を守るという重要な責任を果たすのにふさわしい人を選任します。制度を利用する人（本人）の心身の状態や生活状況、成年後見人となる人の職業や経歴、本人との利害関係の有無、その他一切の事情を考慮し、親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士、法人などから選任されます。



— 手続きの流れ —



- 預貯金の管理や解約ができない。
- 福祉施設の入所などの契約ができない。
- 自分に不利益な契約をしてしまう。
など、判断能力が低下してきたら・・・



関係機関や弁護士・司法書士・新見市成年後見相談センター等に相談

★まずは成年後見の申立を！！

家庭裁判所に申立

成年後見人等の決定

成年後見人等による支援

成年後見人等は本人に代わって次のことができます。

身上監護

本人の意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮した支援を行います。

例) 高齢者施設、介護保険サービスの各種手続きや費用の支払い／
障害福祉サービスの利用手続き／定期的に訪問し生活状況の確認など

財産管理

本人に代わって財産管理を行います。

例) 印鑑、預貯金通帳の管理／収支の管理／不動産の管理など